

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第15号

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

瀬戸市スポーツ施設条例（昭和45年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(損害の賠償) 第12条 使用者は、施設、設備器具その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。 <u>ただし、市長において損害を賠償させることが適当でない</u> と認めるときは、この限りでない。	(損害の賠償) 第12条 使用者は、施設、設備器具その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。
(指定管理者) 第13条 <省略>	(指定管理者) 第12条の2 <省略>
(指定管理者が行う業務) 第14条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。 (1) <u>施設の運営</u> に関する業務 (2) <u>施設、設備器具その他施設に係る物件の維持及び修繕</u> に関する業務 (3) <省略>	(指定管理者が行う業務) 第12条の3 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。 (1) <u>スポーツ施設の施設運営</u> に関する業務 (2) <u>スポーツ施設の施設、設備器具その他の物件の維持及び修繕</u> に関する業務 (3) <省略>
2 前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合において、 <u>第3条、第4条及び第7条から第10条の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」</u>	

と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(利用料)

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に利用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料の額は、第5条の規定により算出した額を超えない範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
その額を変更する場合も同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び利用料の額等を公表しなければならない。

4 第5条及び第6条の規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料に準用する。この場合において、第5条及び第6条中「使用」とあるのは「利用」と、「スポーツ施設使用料」とあるのは「スポーツ施設利用料」と、「使用料」とあるのは「利用料」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料」と、「設備器具使用料」とあるのは「設備器具利用料」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 <省略>

(罰則)

第17条 偽りその他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処することができる。

(委任)

第13条 <省略>

(罰則)

第14条 偽りその他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

(1)から(4)まで <省略>

(1)から(4)まで <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第2項及び第15条を加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。